

第9回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年9月21日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

1. 開催日時 令和5年9月21日(木) 午後2時00分～午後3時12分 2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室 3. 出席委員(18人) 会長：9番 関 閣夫 職務代理者：19番 塩野目 富夫 委員：2番 田中 雄二、3番 栗野 隆夫、4番 仲澤 清一、5番 興野 礼子、6番 大野 覚文、7番 齋藤 勉、8番 川上 恵、10番 小川 雄三、11番 奥畑 智子、12番 小川 祥一、13番 中村 東、14番 堀江 恒夫、15番 石岡 幸雄、16番 荒井 喜代子、17番 黒須 明、18番 相吉澤 宏 4. 欠席委員(0人) 5. 出席推進委員(0人) 6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 報告第1号 畑地化促進事業に係る事業概要について 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第5 議案第3号 那須烏山市農用地利用集積計画(第259号)の承認について 日程第6 議案第4号 那須烏山市農用地利用集積計画(第260号)の承認について 7. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬 一彦、係長 中山 崇、主査 大橋 伴美 8. その他の出席者 農政課農業振興グループ 課長補佐 江守 浩史 9. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。	
事務局長(相ヶ瀬)	ただいまから令和5年第9回総会を開会いたします。先ずは、関 閣夫 会長にご挨拶をお願いいたします。
会長(関)	< 開会前のあいさつ >
事務局長(相ヶ瀬)	本日は、委員18名全員が出席されておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会議事規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、関 閣夫 会長をお願いいたします。
会長(関)	直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分) 議事日程の朗読をお願いします。
事務局長(相ヶ瀬)	< 議事日程の朗読 >

議長	経過報告をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 経過報告を朗読 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、議事録署名委員は10番 小川 雄三 委員、11番 奥畑 智子 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と 大橋 伴美 氏 を指名いたします。 次に、日程第2 報告第1号 「畑地化促進事業に係る事業概要について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 報告第1号 議案書の朗読 >
議長	内容について、農政課農業振興グループ担当職員から説明していただきます。
農業振興グループ（江守）	< 別紙により事業概要を説明 >
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
4番 仲澤 清一 委員	私は土地改良区の役員もしているのですが、地区除外申請をしないと国から畑地化促進事業補助金を受けられないということで、組合員の減少を抑えるために、補助事業が実施されない場合は組合員の地区除外申請も認めない形にすると理事会で決定しました。国ではとてもいい話をしますが、ほとんどの人が認められないほど要件は非常に厳しいです。市再生協議会ではこれからどのような対応をしていくのでしょうか。この事業に手を挙げた人が少しでも認められるように進めていってもらえればと思います。
農業振興グループ（江守）	国の要件については、土地改良区の案件も引っ掛かってしまったところです。他の案件も併せて今年度は断念し、来年度に向けて準備を進めていきたいと思っています。今後、土地改良区にも相談があると思いますが、その際はよろしくお願いします。

(農業振興グループ(江守))	します。仲澤委員の話のとおり、最初は国でもかなりいいような話をしていたみたいですが、実際にふたを開けてみると、予算がオーバーして非常に狭き門となりました。花き、果実、野菜などの作物で、更に面積が広いと採択されやすいのですが、本市で生産されている麦やソバ、とうもろこしだと高収入作物より若干ポイントが低くなってしまいます。難しいところではありますが、ポイントの高い作物にいつてもらえるように対策を取っていきたいと考えています。
13番 中村 東 委員	私的なことで申し訳ないですが、私も配分から漏れた一人です。畑地化の要件を満たすため畦畔を設備するなど、せっかく対策を取っているのに、役に立つかは不明です。補助金を受けるのに要件が必要なことはわかりますが、おかしいところについては、県なり国なりに要望してもらえればと思います。
農業振興グループ(江守)	その点については、他の人からも話が出ています。昔、国の補助金を利用して畦畔等を除去し、面積を拡大したのにおかしいだろうと。こういった事例は他市町からも出てくると思われます。また、そうなれば、国も何らかの対策を取らなければならないとなると推測しています。今後も国の動きを注視していきます。要望等はしていきたいと思っています。
12番 小川 祥一 委員	国では、水田活用の交付金を減らすために5年間の内1回でもいいから田に水を入れて利用してくださいとしているのに、畑地化しても補助金をくれないというのでは、言っていることが裏腹ですよね。
農業振興グループ(江守)	私は担当としてまだ時間が短く、この畑地化促進事業についても理解していない部分は多々ありますが、そういった矛盾はものすごく感じています。その辺については直接の担当とも検討し、今後県に要望していきたいと思っています。今年度の申請においては、こうすればよかったという部分がありますので、その辺を今回反省して、来年度は早めに対応していきたいと考えています。
10番 小川 雄三 委員	要件(1)ですが、たん水設備や用水供給設備は残したままやるということですか。今後なくしていいということではないのでしょうか。
農業振興グループ(江守)	今回現地確認をしましたところ、実際は畦畔等がつぶしてあるところもありましたが、今後はそういった設備があるかを事前に確認していきたいと考えています。確かに畑地化する中で水田機能を残さなければならないのは非常に矛盾していますが、現在の要件では、なければならないことになっています。
議長	＜ 他に質疑なし ＞ 他に意見、質疑等がないようですので、次に、日程第3 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請に

(議長)	ついて」を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、2番について、3番 栗野 隆夫 委員をお願いいたします。
3番 栗野 隆夫 委員	9月12日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1・2のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、ネギ。農業従事年数及び農業形態、約50年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台。取得地への通作距離、約2.5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田62a、畑6a、計68a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号3番について、10番 小川 雄三 委員をお願いいたします。
10番 小川 雄三 委員	9月19日、担当推進委員と5条申請の現地調査時に併せて調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、賃借権の設定、3年間。以下、受人のみの報告となります。主たる事業、農産物の生産・販売、農業施設の製造・設置・販売、農業関連商品の販売、農業事業・耕作の請負。株主の有する議決権の数、役職及び年間農業従事日数、●●● 51、取締役、年間200日。有限会社●●● 49、年間250日。農業関係者の議決権の割合、51%。農業関係者が総議決権の過半を占める。常時従事者たる構成員が役員の過半を占める。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、スピードスプレーヤー1台。取得地への通作距離、約0.5km、●●●にある支店からの距離。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田23a、畑90a、計113aを●●●で所有。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第2条第3項の要件のすべてを満たしており、「農地所有適格法人」と認められると思われます。また、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号4番について、12番 小川 祥一 委員をお願いいたします。

12 番 小川 祥一 委員	9月12日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号4のとおりです。渡人と受人の関係、親族。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人の状況となります。主たる経営作物、タマネギ、長ネギ、サツマイモ、トマト、ニンジンを作付予定。農業従事年数及び農業形態、約10年の農業パート経験あり。非農家。農機具・家畜の保有状況、耕運機1台。取得地への通作距離、約10m。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
14 番 堀江 恒夫 委員	整理番号3番について、営農計画書によるとギョウジャニンニクを作るとなっていますが、ギョウジャニンニクは成長が非常に遅いらしいのに、賃借権設定期間の3年間で収穫まで迎えられるか。
10 番 小川 雄三 委員	普通に種をまくと収穫まで何年も掛かりますが、今回は株を買って移植するので、来年から収穫できるそうです。
	< 他に質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、他に質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第3 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第4 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第2号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、2番 田中 雄二 委員をお願いいたします。

2番 田中 雄二 委員	9月19日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第1種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が畑、西が雑種地、南が畑、北が雑種地。同意書、なし、隣接農地は申請者の所有地。権利の移転、設定、一時転用、賃借権の設定、3年間。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、農産物の生産、販売等の他、太陽光発電事業も行っており、今回、農林水産省や経済産業省が推進している営農型太陽光発電設備の設置に適した申請地を借用できることとなり、申請に至った。転用面積、984㎡の内支柱・引込柱部分のみ、0.4㎡。転用目的、営農型太陽光発電設備の設置。11年で黒字見込む。売電単価、税抜14円。構造等、パネル264枚、寸法1,722mm×1,132mm、高さ2.5m～3.0m。パワーコンディショナー3基。引込柱1本。支柱直径76mm×96本。発電出力49.5kW、最大出力109.5kW。年間発電量約11万kWh。管理計画、自社管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。営農計画の状況、耕作者、株式会社●●●。作物、ギョウジャニンニク、984㎡、定植。先行事例業者ヒアリングによると、10aあたり300kgの見込み。貸借終了後の対応、事業終了後、農地復元し返却。3年毎の一時転用申請を要す。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、許可後から令和6年2月28日まで。その他 他法令等との関係等、農地法第3条「賃借権の設定」を同時申請。経済産業省事業認可済、令和2年2月6日。東京電力と接続協議済、平成29年12月25日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号2番について、7番 齋藤 勉 委員をお願いいたします。
7番 齋藤 勉 委員	9月19日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が宅地・墓地・山林、西が道を挟んで畑、南が山林・畑、北が畑。同意書、なし、隣接農地は申請者の所有地。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、772㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。13年で黒字見込む。売電単価、税抜11.0円。非FIT事業。売電先は小売電気事業者である親会社の株式会社●●●。電気売買契約書あり。構造等、パネル126枚、寸法2,278mm×1,134mm。パワーコンディショナー9基。発電出力49.5kW、最大出力69.3kW、年間発電量約7万5千kWh。周囲にフェンス設置。入口、西側。管理計画、株式会社●●●が管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和5年10月20日から令和5年11月10日ま

(7番 齋藤 勉 委員)	で。その他 他法令等との関係等、非 FIT 事業のため経済産業省の FIT 認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和5年5月25日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
15番 石岡 幸雄 委員	整理番号1番について、一時転用で3年間の設定ですが、黒字見込みまで11年掛かるのに大丈夫なのでしょうか。
事務局(中山)	営農型太陽光発電設備の設置の場合は、一時転用で3年間の設定が原則となっています。条件によっては10年間の設定も可能ですが、今回は3年毎に更新していく形となります。
12番 小川 祥一 委員	整理番号2番について、実際に電気を売るのはどこですか。
事務局(中山)	株式会社●●●が発電した電気を株式会社●●●が買い取り、契約している各事業者に売するという形です。東電からは電線を借りるのみとなります。
議長	●●●地区担当 10番 小川 雄三 委員、何かありますか。
10番 小川 雄三 委員	きちんと管理してもらえれば、農地が荒れるよりはいいかと思います。ただ、営農型太陽光発電設備の設置の場合は、3年後の収穫量から今後もやっていけるかの検討が必要だと思います。
議長	●●●地区担当 19番 塩野目 富夫 委員、何かありますか。
19番 塩野目 富夫 委員	ここは、周辺に大規模太陽光発電設備がある地域です。面積も1,000㎡未満なので、特に問題ないと思われます。
	< 他に質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、他に質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。

議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、日程第4 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第5 議案第3号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第259号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第3号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局（中山）	議案第4号 那須烏山市農用地利用集積計画（第259号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 令和4年法律第56号 附則第5条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第259号）については、新規1件、更新32件です。利用権の設定を受ける者16名、利用権を設定する者33名です。利用権の設定面積は、119,395 m²です。令和5年度累計は、211,908 m²です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等については資料のとおりです。なお、本計画は、令和5年9月29日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
15番 石岡 幸雄 委員	今回新規就農する●●●の申請について、表示が新規ではなく更新となっていますが、これはどういうことですか。
事務局（中山）	これは、農地主体の表記となっています。以前に借りていた人がいる農地を今回●●●が借りるということで、農地の借受けが更新されるという意味です。
議長	< 他に質疑なし > ただいま上程中の、議案第3号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第259号）の承認について」 は、他に質疑がないようですので、計画のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りいたします。

議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、日程第5 議案第3号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第259号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。 次に、日程第6 議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第260号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第4号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局（中山）	議案第4号 那須烏山市農用地利用集積計画（第260号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「所有権の移転」について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 令和4年法律第56号 附則第5条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第260号）については、申請件数2件、4筆、面積4,040です。令和5年度累計は、11,038㎡です。移転の内容及び移転を受ける者の経営状況等については資料のとおりです。なお、本計画は、令和5年9月29日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
12番 小川 祥一 委員	売買価格が相場の10倍くらいだと思うのですが、こんなに高くても売れるんでしょうか。
事務局（中山）	詳細は不明ですが、双方で決めた金額となっています。
	< 他に質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第260号）の承認について」 は、他に質疑がないようですので、計画のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りいたします。 < 異議なしの声 >

議長	異議なしと認め、日程第6 議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第260号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。 以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。 （ 午後 3時 12分 ） 上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。 令和5年9月21日 議 長 10 番 11 番
-----------	--